

レンタル約款

お客様（借主にして以下「甲」という）と MER 株式会社（貸主にして以下「乙」という。）に関し、以下規約条項のとおり契約する。

第 1 条（レンタル物件）

乙は甲に対し、「レンタル御見積書・注文書」に記載する商品（以下「物件」という。）を賃貸し、甲はこれを賃借する。

第 2 条（物件の所有権）

物件の所有権は乙または乙の契約するリース会社に属することを甲は了承するものとする。

第 3 条（レンタル期間）

レンタル期間は、「レンタル御見積書・注文書」に記載する期間とする。

第 4 条（レンタル料金）

① 甲は乙に対し「レンタル御見積書・注文書」に記載の通りレンタル料及び運送費・インテグレーション費用を支払う。

② 乙はレンタル料金の支払い方法、支払日、支払い条件を「レンタル御見積書・注文書」に記載する。

③ 支払いは乙の指定する銀行口座に支払日までに振り込むものとする。なお、振込手数料等は甲の負担とする。

④ 消費税は、注文書を交わした時点での税率を適用する。税率変更の場合においては、法定消費税相当額を付加して甲は乙に支払うものとする。

⑤ 甲は、乙に物件の発注後、いかなる理由でも変更・キャンセルを一切できないものとする。

第 5 条（物件の引き渡し）

① 乙は甲に対し、物件を納品場所において、レンタル開始日までに引き渡す。なお、物件の引き渡しに要する運送などの諸経費は甲の負担とする。

② 甲は、乙から物件の引き渡しを受けた後、3 日以内に物件の性能欠陥につき書面による通知をしなかった場合は、物件は通常の性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとする。

第 6 条（違約金）

① 契約の終了、解約等により、物件の返却をなすべき場合において、甲の故意または過失により生じた物件の滅失、毀損（通常の使用による損耗、減耗は除く）等については、次の (1) または (2) いずれかの取り扱いとする。

(1) 物件の所有権が乙に属する場合には、契約の終了、解約日時点における物件の市場価格（時価）または物件の調達価格に、物件の引渡日からの経過年数に応じた下表の係数を乗じた金額のいずれか低い金額及び未払い保守費用の合計金額若しくは修理代金に相当する費用全額を甲が負担するものとする。

経過年数※	係数
0年（1年目）	0.95
1年（2年目）	0.75
2年（3年目）	0.50
3年（4年目）	0.25
4年以降（5年目以降）	0.00

※物件引渡日の1年後の応当日到来をもって1年経過とする。

(2) 物件の所有権が乙の契約するリース会社に属する場合には、契約の終了、解約日時点におけるリース料残高を違約金の金額とし、甲は乙に違約金を支払うものとする。

② 第 20 条第 1 項（物件の返還）に基づき甲が乙に対し物件を返還する場合において、期日までに物件の返

還がされないときは、甲は乙に対し、前項の規定により算定される違約金を支払うものとする。

③ 乙に違約金を超える損害が発生した場合には、乙はその超過額を甲に請求することができるものとする。

第7条（延滞利息）

甲はレンタル料金等、「レンタル御見積書・注文書」に基づく金銭の支払いを怠ったとき、支払うべき金額に対し支払い期日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合（1年に満たない端数期間については、1年を365日として日割り計算による）による延滞利息を乙に支払う。

第8条（担保責任）

乙は甲に対しての、引き渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しない。

第9条（担保責任の範囲）

① レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に動作しない場合は、メーカーオンサイト保守とする。なお、物件の毀損及び損傷等により修理が必要となった場合、無償修理の適用有無、保証条件等は、メーカー規定によるものとする。

第10条（物件の使用管理義務）

- ① 甲は物件を善良なる管理者の注意をもって使用中管理し、これらに要する消耗品及び費用を負担する。
甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しない。（PCバッテリーのみ納品後1年間保証）
- ② 甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、質入れ及び改造を行ってはならない。また甲は物件を分解、修理、調整しない。
- ③ 甲は、物件が常に良好な使用状況を保つため、甲の責任と負担で整備点検を行い、物件が損害を受けたときは、甲の故意または過失による場合には、甲の責任と負担で修繕、修復を行う。
乙または乙の代理人は、いつでも物件をその使用場所で点検できる。
- ④ この契約中、物件自体またはその設置、保管、使用によって第三者が損害を被った場合、甲がこれを賠償するものとする。

第11条（使用地域等の範囲）

- ① 甲は、物件を原則日本国内においてのみ使用するものとする。
- ② 乙が、物件の所在場所の確認を求めた場合、甲は書面（電子メールを含む）にて速やかに回答するものとする。
- ③ 甲が物件を輸出する場合、事前に乙に通知し、乙の承諾を得た上、乙所定の書類を乙に提出するものとする。ただし、甲は日本及び輸出関連諸国の輸出入関連法規に従って輸出を行うものとし、当該輸出に係る一切の責任は甲が負うものとする。また、甲と日本国外関連者間での取引に起因する租税上の問題等が発生した場合は、甲の責任において解決するものとする。
- ④ 甲が物件を輸出する場合、乙は物件の性能不良に対する対応責任は負担せず、かつ第9条（担保責任の範囲）の適用有無は、メーカー規定によるものとする。

第12条（転貸借）

- ① 甲は、乙が承諾した第三者に物件を転貸することが出来る。
- ② 甲は、前項により物件を転貸した場合には、転貸した相手先（以下「転貸先」という）と締結した契約書の写しを乙に提出する。
- ③ 甲は転貸先との間で紛議が生じた場合といえども、甲と当該人との間で解決するものとし、甲が一切の責を負うものとする。

第13条（物件の不適合など）

甲は次の第1項または物件の引き渡し後は第2項もしくは第3項に関し、乙に対し異議苦情の申し立て及び損害賠償請求等いかなる請求もできない。

- ① 天変地変、ストライキ、その他不可抗力ならびに運送業者の都合、その他専ら乙の責に帰し得ない事由による物件の引き渡しの遅延または引き渡しの不能。
- ② 物件の仕様、構造、品質、物件に関するソフトウェア等その他一切の不適合及びその他物件に関する一切の事項。
- ③ 物件の選択、決定に際しての甲の錯誤。

第 14 条（物件の滅失など）

- ① 物件が天変地変、その他不可抗力の場合を含め滅失し、または毀損、損傷して修理不能となった際は、甲は乙に対しその旨通知し、乙がその事情を認めた際にこの契約は終了する。その場合、甲はこの契約の物件に関する規定に従うものとする。
- ② 前項によりこの契約が終了した場合には、甲はその原因の如何を問わず、物件補充に要する費用として第 6 条第 1 項（違約金）の規定により算定される金額を直ちに乙に支払う。なお、乙に対し、物件補充に要する費用として算定された金額を超える損害が発生した場合には、乙はその超過額を甲に請求することができるものとする。

第 15 条（物件の所有権侵害等の禁止）

- ① 甲は、乙が物件に乙の所有権を表示する旨要求したときは、直ちに乙の指示に従い、これを表示する。
- ② 甲は物件について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
 - (1) 日本国外に持ち出すこと。
 - (2) 担保に入れること。
 - (3) 第三者に譲渡し、または占有名義を移転すること。
- ③ 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることはできない。
 - (1) 物件についての造作、加工等その他一切の現状変更をすること。
 - (2) 物件を第三者に転貸する、またはこの契約に基づく乙の権利、地位を第三者に譲渡すること。
- ④ 物件に付着した他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか、無償で乙に帰属する。
- ⑤ 第三者が物件について権利を主張する、仮処分や強制執行をして乙の所有権を侵害する恐れのある際は、この約款に基づく公正証書を提示し、物件が乙の所有であることを主張証明して、その侵害の防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に知らせるものとする。

第 16 条（通知・報告など）

- (1) 住所を変更するとき。
- (2) 設置場所を変更するとき。
- (3) 合併などにより所有会社名が変更になったとき。

第 17 条（契約解除）

- ① 乙は、甲が下記に一項でも該当したとき、催促しないで通知のみでこの契約を解除できる。
 - (1) レンタル料等の支払いを 1 回でも怠ったとき。
 - (2) 小切手または手形の不渡りを出したとき。
 - (3) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の成立、公租公課滞納処分等を受け、または整理、和議、破産、会社更生などの申し立てがあったとき。
 - (4) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
 - (5) 経営が相当悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (6) 物件について必要な保存行為をしないうとき
 - (7) この約款の条項または乙と締結したその他の契約条項にも違反し、乙が 7 日間の期間を定めてその違反の是正を催促したにも関わらず、前期期間内に甲がこれに応じないとき。

(8) 反社会勢力との関わりが認められたとき。

- ② 前項によりこの契約が解除されたときは、甲は、第20条（物件の返還）に基づき乙に物件を返還し、併せて「レンタル御見積書・注文書」記載の合計金額から甲が既に乙に支払った総額との差額を乙に支払うものとする。

第18条（期間満了・再レンタル）

- ① 甲は、期間満了の10日前までに、乙にレンタル終了または延長の通告を書面にて提出する。
- ② 延長の場合は、甲はレンタル期間終了の5日前までに発注を行うものとする。

第19条（途中解約）

レンタル期間の途中で物件を返却する場合、甲は「レンタル御見積書・注文書」に基づき解約清算金を支払わなければならない。

第20条（物件の返還）

- ① 甲は、乙に対して、レンタル期間が終了した場合はレンタル期間終了日の翌日から7営業日以内に、レンタル契約の解約または解除がなされた場合は解約の日または解除の日に、それぞれ乙の指定する場所に乙の決定した手配方法により物件を原状に回復したうえで返還するものとする。
- ② 物件にデータ（電子的情報）を記録した場合またはクラウド上に物件固有の識別データ等を記録した場合、その他物件を通じて読み取り可能なデータが残存している場合、甲は、自らの責任と費用負担により当該データ等を消去して乙に返還するものとする。万一、残存したデータ等の消去、漏洩等により、甲及び第三者に損害が発生した場合においても、乙は一切の責任を負わないものとする。
- ③ 物件に物件以外の動産を同梱または付着させている場合（当該動産を以下「同梱・付着物」という）、甲は、自らの責任と費用負担で同梱・付着物を全て分離除去した上で乙に返還するものとする。万一、物件に同梱・付着物が含まれた状態で返還された場合、乙は、同梱・付着物が乙の指定した場所に到着した日から起算して1ヵ月間（以下「保管期間」という）保管するものとする。乙は、保管期間中において甲から返却の申出がない場合、保管期間の徒過をもって、甲が同梱・付着物の所有権を放棄したものとみなし、甲に通知することなく、これを廃棄できるものとする。なお、乙は、保管期間中における同梱・付着物の劣化、毀損、汚損等について、一切の責任を負わないものとし、また同梱・付着物の廃棄により甲及び第三者に損害が発生した場合においても乙は一切の責任を負わないものとする。
- ④ 甲の責めに帰すべき事由により物件の全部若しくは一部を滅失、紛失して乙に返還できない場合、毀損（パスワード、ライセンス認証及び当該物件を制御するクラウド上の設定等の未解除を含み、これに限られない）若しくは汚損した物件を甲が乙に返還した場合または甲が第2項前段若しくは前項前段の義務を履行せずにデータ等を残存させ、若しくは同梱・付着物が含まれた状態の物件を乙に返還し、乙の費用負担によりデータ等の消去、前項後段に基づく同梱・付着物の保管及び廃棄が行われた場合、乙は、甲に対し、滅失、紛失、毀損または汚損した物件について、第6条（違約金）の規定により算定される違約金等を請求できるものとする。

第21条（乙の権利）

- ① 乙はこの約款により権利を守り、回復するため、または第三者により異議、苦情の申し立てを受けたため、必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬など一切の費用を甲に請求できる。
- ② 乙は物件に関する公租公課に変動があった時は、レンタル料を変更することが出来る。

第22条（立ち入り権及び機密保持）

- ① 乙は設置・保守などにより、甲の指定する場所に、甲の了承を得て、自由に立ち入り出来るものとする。
- ② 乙は前項の立ち入りにあたり知り得た業務上の秘密は、これを第三者に漏洩しないものとする。
- ③ 甲は、乙が供給する製品の性能・特性・機能などを同業他社へは漏洩しないものとする。
- ④ 甲は個人情報保護ガイドライン（経済産業省）に基づき、個人情報の取り扱いには十分注意するものとする。

第 23 条（費用負担等）

この約款の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲の負担とする。

第 24 条（確約事項）

- ① 甲または乙は、本契約の締結日において、甲または乙（その役員及び従業員を含む。以下本条において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」という）ではないことを確約する。
- ② 甲または乙は、相手側に対し、次の各号に該当する事項を行わないことを確約する。
 - (1) 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、を用いるなどすること。
 - (2) 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、相手側の名誉や信用などを毀損すること。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して相手側の業務を妨害すること。
- ③ 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務を保証し、甲と連帯して債務履行の責に任じる。

第 25 条（合意管轄）

甲乙はこの契約に関する紛争解決について、乙の所在地の管轄裁判所とすることに合意する。

改訂日：2024年4月1日